

F1-21

条例改正が地域に及ぼす影響に関する研究 —「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」を事例にして—

A Study on the Impact for the Region by Regulations

—In the case the "Ordinance for Protection of the Safe and Comfortable in Zushi Beach"—

○田中陽平¹, 宇於崎勝也²*Yohei Tanaka¹, Katsuya Uozaki²

In Zushi beach in Kanagawa Prefecture Zushi, noise and drunken person, dumping of garbage frequently, it had raised the voice of anxiety from local residents. From the fact that, has been amended in a safe and comfortable Zushi for the purpose of ensuring the beach is March 2014 "safe and comfortable Zushi beaches of the Ordinance on ensuring".

1. 研究の背景と目的

神奈川県逗子市の逗子海水浴場では、海岸に近接して住宅が密集する地域の特性から、ライブ演奏など大音量による騒音が問題となっていた。また、来場者が増え、マナーが悪化して泥酔者やごみの投棄が多発し、周辺住民から不安の声があがっていた。このような状況をふまえて、海水浴場のあり方に見直され、逗子海水浴場における事業者、利用者及び市の責務を明らかにすることにより、安全で快適な逗子海水浴場の確保を目的とする「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」が平成 26 年 3 月に改正された。

本研究では、「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」により規制が増え、状況が変化した実態をとらえる。さらに、平成 27 年には、海の家音楽及び営業時間の試行がなされることにより、さらに状況が変わったことを受けて、海の家等の事業者、周辺住民、海水浴場の来場者への影響を明らかにし、条例改正が地域に及ぼした影響を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

逗子海水浴場の平成 25、26、27 年の実態を明らかにするために、海を家の事業者、周辺住民、海水浴場の来場者の 3 つの主体へヒアリング調査を行い、収集したデータより、それぞれの視点からとらえた条例がもたらした物理的、機能的な地域への影響を明らかにし、本条例の意義と課題を分析し、地域環境を規定する条例のあり方を検討する。

3. 調査事例の概要

3-1. 条例の実行性

平成 26、27 年には条例の飲酒や音楽、入れ墨・タトゥー、BBQ 等の規則内容は、駅前や海水浴場周辺、海の家などに掲示されていた。

規則の違反者へは警備員による注意がされていた。



Figure 1. 規則の掲示の様子 Figure 2. 注意の様子

Table 1. 条例・施行規則の改正による変更点[1]

	平成 25 年 (改正前)	平成 26 年 (改正後)	平成 27 年
飲酒	どこでも可能	砂浜では禁止、海の家では可能	平成 26 年と同様
BBQ	遊泳区域以外では可能	砂浜では禁止、海の家では可能	平成 26 年と同様
入れ墨 タトゥー	事業者:利用者を 畏怖させるものは 露出禁止	利用者:他の利用者を 畏怖させるものは 露出禁止 事業者:露出禁止	平成 26 年と同様
音楽	事業者:防音、終了 時間規定あり 利用者:規定なし	事業者利用者共に: 楽器、拡声装置を使用 して音又は音楽を 流すことを禁止	海の家は騒音対策を行い、指定のスピーカーを使用する場合に限り、BGMを流すことが出来る
海の家 営業 時間	閉店時間 20:30 ラストオーダー 20:00	閉店時間は 18:30	平成 26 年と同様 土日祝日のみ ラストオーダー19:30 閉店時間 20:00

Table 2. 近隣海水浴場の来場者数^[2]

海水浴場	来場者数 (人) *			26 年度 前年比
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
逗子	417,000	201,300	237,200	51.7% ↓
由比ガ浜	793,500	784,000	656,800	1.2% ↓
森戸海岸	36,866	31,310	38,801	15.1% ↓

※数値は海水浴場解説期間中のもの

逗子海水浴場では条例が制定された平成 26 年の来場者数の前年比が 51.7% であり、近隣の海水浴場の値と比較すると大きいことが分かる。また、平成 27 年には僅かではあるが利用者が増加している。

1: 日大理工・院 (前)・不動産 2: 日大理工・教員・建築

4. 結果と考察

ヒアリング調査は、住民へは平成 26 年 27 年の海水浴場開設期間前後に自宅へ訪問し、対面式で行った。事業者と来場者は、平成 26 年 27 年の海水浴場開設期間中に対面式で行った。その結果は Table 3 へ示した。

4-1. 条例の認知度

条例は、平成 26 年には事業者以外にはよく知られていなかったが、平成 27 年には住民と事業者にはほぼ認知されていた。また来場者の認知度が低いことが分かり、特に飲酒や営業時間について認知していない来場者が多く見られたが、平成 27 年に認知度が上がっていることがわかる。

4-2. 条例の賛否

両年とも住民の 90%以上は賛成しており、それとは対照的に事業者の 90%以上は反対していた。来場者は、子供連れなどの場合賛成しており、若者などは反対していた。また、平成 27 年では事業者の反対の割合が減少しており、来場者の賛成の割合が増加している。

4-3. ごみ、騒音、治安の問題

ごみと騒音、治安の問題は、3 主体全てで改善されたという意見が多くあがった。治安については、条例制定後に子供連れの来場者が増えたという意見が多くあがった。

4-4. 考察

条例制定後の変化が条例による影響であるのかを明確にする際に、その年の天候などの影響により来場者が減少した可能性も考えられるが、Table 2 の逗子海水浴場と近隣海水浴場の来場者数と前年比から、逗子海水浴場の 51.7%減という値は、他の海水浴場と比較すると非常に大きな値であり、条例の制定が大きく影響したと考えられる。そのことから、Table 3 のごみや騒音、治安の問題は、条例の影響で来場者が減少したことが要因だといえる。さらに、条例の規則によりマナーの悪い来場者が減り、子供連れの家族などの来場者が増えたことで各問題が改善されたと考えられる。また、条例が事業者の海水浴場のあり方について考えるきっかけとなり、事業者の清掃活動などにつながり海水浴場とその周辺地域がより良い環境になっていったと考えられる。

ごみや騒音、治安の問題では、平成 26 年と 27 年と比較するとほぼ同様の値か、僅かな増減があるだけで、条例によって守られた環境が維持できていると考えられる。また平成 27 年度の試験的規制緩和について、適切であったという意見がどの主体でも多いことから、街の魅力を高めるためにも安全・安心を保ったまま、

活性化を実現できていることがわかる。

5. まとめ

「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」により、逗子海水浴場は来場者が減り、マナーが向上したことで子供連れや従来の海水浴を楽しみたい来場者へは、快適な海水浴場の姿を取り戻し、周辺住民は、安心して暮らせる生活環境を取り取り戻す結果となった。しかし、来場者が減ったことで事業者へは大きな打撃となった。このように、条例による影響は、各主体で異なり、それらを考慮して制定していく必要があると考えられる。

Table 3. ヒアリング調査の結果

質問内容	質問対象 (回答数)					
	平成 26 年			平成 27 年		
	住民 (24)	事業者 (5)	来場者 (26)	住民 (52)	事業者 (11)	来場者 (68)
1. 条例の内容を知っているか						
a. よく知っている	37.5%	100.0%	19.2%	88.4%	100.0%	30.8%
b. だいたい知っている	50.0%	0.0%	30.8%	11.6%	0.0%	57.0%
c. 知らない	12.5%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	12.2%
2. 条例についてどう考えているか						
a. 賛成	91.7%	0.0%	23.1%	90.3%	0.0%	38.2%
b. 反対	0.0%	100.0%	61.5%	5.7%	90.9%	52.9%
c. どちらでもない	8.3%	0.0%	15.4%	4.0%	9.1%	8.9%
3. ごみの投棄の条例制定後の変化						
a. 投棄が減った	58.3%	60.0%	42.3%	80.8%	63.6%	33.8%
b. 変化なし	25.0%	40.0%	23.1%	11.5%	27.3%	17.6%
c. 投棄が増えた	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%
d. わからない	16.7%	0.0%	34.6%	7.7%	9.1%	45.7%
4. 騒音の条例制定後の変化						
a. 静かになった	54.2%			69.2%		
b. 変わらない	33.3%			27.0%		
c. うるさくなった	0.0%			0.0%		
d. わからない	12.5%			3.8%		
5. 治安の条例制定後の変化						
a. 改善された	79.2%	60.0%	80.8%	92.3%	72.7%	72.1%
b. 変わらない	12.5%	20.0%	11.5%	7.7%	18.2%	8.8%
c. 悪化した	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
d. わからない	8.3%	20.0%	7.7%	0.0%	9.1%	19.1%
6. 平成 27 年度の試験的規制緩和について						
a. 適切であった				63.3%	81.8%	72.1%
b. 適切でなかった				34.8%	9.1%	8.8%
c. どちらでもない				1.9%	9.1%	5.8%

6. 参考文献

[1]高橋奎太郎, 桜井慎一, 寺内将貴
「条例改正が海の家へ及ぼす影響に関する研究」
2014 年 日本大学理工学部
学術講演会論文集 pp623-624

[2] 永井ふみ
「生活景保全の仕組みとしての世田谷風景づくり
条例地域風景資産の選定評価」2005 年
日本建築学会学術講演梗概集 pp77-80

[3] 田中 佑果, 田中 友章
「住民意志による居住環境制御に関する研究 一川崎
市地区まちづくり育成条例に着目して一」2013 年
日本建築学会大会学術講演梗概集 pp.507-508